

ケアマネジャー・相談支援専門員
(福祉専門職) 及び福祉事業者のための

災害時ケアプラン

(災害時避難行動要支援者個別避難計画)

作成の手引



(概要版)

令和6年8月

大和郡山市

はじめに

「災害時ケアプラン作成の手引き」はこれまでに何度か改定を重ねてきましたが、今回手引きのうち、災害時ケアプラン作成の流れ及び作成後の事務手続きについて要点を取りまとめた概要版を作成しました。災害時ケアプランの具体例や事前に確認いただきたい防災情報も掲載しています。福祉専門職の皆様におかれましては、本編とあわせご利用いただき、災害時ケアプラン作成にご協力いただきますようお願いいたします。

目 次

1 章	災害時ケアプランの作成手順	P1
2 章	災害時ケアプラン作成上の注意事項	P2～3
3 章	事前に確認！ 防災情報	P4
4 章	災害時ケアプランの作成事例	P5～6

1 章 災害時ケアプランの作成手順

次の順序に添って、災害時ケアプランの作成に取り組んでください。

- (1) 災害時ケアプラン作成の対象者の選定



- (2) 災害時ケアプラン作成の趣旨（様式 1）を説明し、対象者からプラン作成の同意を得る



- (3) 同意書（様式 2）に本人又は代理人の署名
災害時ケアプラン（様式 3）に対象者の基本情報、特記事項、避難に関する情報などを記入



- (4) 地域支援者との調整が必要な場合、市又は社会福祉協議会へ連絡のうえ、要支援者宅を訪問



- (5) 災害時ケアプランを完成させ、記載内容に相違がないか確認のうえ、本人又は代理人の署名



- (6) 災害時ケアプラン完了・変更届（様式 4）、災害時ケアプラン作成委託料請求書（様式 5）に作成した様式 2～3を添付して市へ提出

2章 災害時ケアプラン作成上の注意事項

☆ 災害時ケアプラン作成業務委託契約

災害時ケアプランの作成にご協力いただける事業者の方は、市と委託契約を締結いただく必要があります。契約締結に当たり必要となる書類をお渡ししますので、災害対策課までお問合せください。

☆ 災害時ケアプランの対象者とは？

- ① 大和郡山市総合防災マップの水害ハザードマップで浸水想定区域もしくは、土砂災害警戒区域内の低層住宅に居住している方、またこれに該当しない場合も特別な事情で必要と認められる方
- ② 下記のうちの一つに当てはまり単独での避難が困難と認められる方
 - ・要介護3以上の方 ・身体障がい者手帳1・2級の方
 - ・療育手帳Aの方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方
 - ・難病患者 ・以上の条件と同等と認められる方

福祉専門職の立場から災害発生時に影響が特に深刻と思われる方から進めてください。

例えば

- ・心身の障害度が高く避難行動や避難生活が困難
- ・住居が床上浸水の危険がある区域にある
- ・住居が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)にある
- ・住居が平屋なので浸水の危険があるとき上階に避難ができない
- ・同居者がいない
- ・近所に知り合いがいない、地域から孤立している 等々

☆ 災害時ケアプラン作成の同意を得る。

- ・災害時ケアプラン作成の趣旨（様式 1）を説明、対象者からプラン作成の同意を得る。「災害時ケアプラン」の作成に同意しない場合、無理には強制せず、改めて希望される場合は、お申し出くださいと伝える。

☆ 災害時ケアプランの記入の仕方

災害時ケアプランの各項目の記入の仕方については、本編の P14～18 をご参照ください。

☆ 地域支援者とは？

- ・「地域支援者」とは、災害発生時に、避難の声掛け、避難所までの誘導、移動の支援等をしていただける方のことです。
- ・地域支援者にどのような支援をお願いしたいかを聞き取り、その方の住所・氏名・電話番号・支援内容を記入
- ・対象者が地域で孤立している等で、避難時の支援者が見つけれないときは、災害対策課又は社会福祉協議会へご相談ください。

☆ 災害時ケアプラン作成後の事務手続

- ・災害時ケアプラン（様式 3）は副本を 2 部作成
（1 部は対象者又は家族、1 部は事業者保管用）
個人情報を含むため、適切な場所で保管してください。

☆ 災害時ケアプランを作成する者の資格

- ・介護保険法により登録された「介護支援専門員」
- ・障害者の日常生活及び・・・指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に定める「相談支援専門員」
- ・その他（障害者総合支援法に基づくサービス管理責任者）

3章 事前に確認！防災情報

☆ 自宅・周辺の浸水リスクの確認

ハザードマップから自宅や周辺の浸水リスクをご確認ください。想定される浸水区域と深さ、土砂災害の発生が懸念される場所などを把握することができます。ハザードマップは市ホームページに掲載しています。災害対策課の窓口でも配布しています。

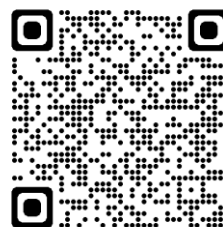


想定される浸水深と避難行動の心得

浸水が想定されている区域内では、上流域も含めた雨量や河川の水位情報等を早くから収集し、大和郡山市からの避難情報等にも注意しながら、浸水が始まる前には必ず安全な場所に避難が完了するよう心がけてください。また、予想を超える雨や洪水が発生した場合には、浸水範囲が想定を超える場合もあるので注意が必要です。



👉 ページはこちら



☆ 市からの防災情報

災害が起きた際の避難情報等は市ホームページにも掲載するほか、以下の媒体でも配信いたします。いざという時に備えて、情報の取得方法をご確認ください。

市民安全メール



防災情報電話配信サービス



緊急速報メール
(エリアメール)



市公式LINE



4 章 災害時ケアプランの作成事例

具体例 1

- 【症 状】 医療的なケアが必須。日常生活全てにおいて介助が必要（家族は同居）
- 【課 題】 人口呼吸器を 24 時間装着。停電時の電源確保が課題
- 【対 応】 歩行困難なため、指定避難所へは、隣人の支援のもと家族と一緒に車椅子で避難。停電時は、救急車を要請し緊急入院

具体例 2

- 【症 状】 交通事故の影響で車いす生活。室内は、松葉づえでの歩行は可能
- 【課 題】 近くに身寄りがいない。マンションの複数階に住んでおり、避難の際は地域支援者数人による介助が必要
- 【対 応】 マンションのため、無理に避難するよりは自宅の方が安全。数日間の備蓄品と家具の転倒防止策を行い、在宅避難。緊急時は、民生委員が声掛け

具体例 3

- 【症 状】 要介護度 3 で生活全般に介助が必要。単独での歩行は困難
- 【課 題】 同居の家族はいるものの、日中は仕事で不在。家族不在の時に垂直避難を支援してくれる人が必要
- 【対 応】 浸水区域（0.5m～3.0m）のため、垂直避難が可能。近くの班長が支援を行う

具体例 4

- 【症 状】 左半身まひのため、歩行困難。高齢者の一人暮らし（要介護 2）
- 【課 題】 いざという時に声を掛けてくれる人が必要だが、誰か支援者を決められるのは気を遣う。
- 【対 応】 班全体で声掛けする体制をとる。民生委員とも情報を共有する。浸水時は在宅避難が可能。必要に応じ移動支援を行う。

ケアマネジャー・相談支援専門員
(福祉専門職)及び福祉事業者のための
災害時ケアプラン
(災害時避難行動要支援者個別避難計画)
作成の手引（概要版）

令和6年8月発行

大和郡山市 総務部 災害対策課